

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 告示

- 職員表彰規程の一部を改正する告示 (人事課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧(三件) (農村振興課) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (同) 二
- 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 二
- 海岸保全区域の変更 (河川課) 三
- 廃川敷地等の発生 (同) 四
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (デジタルみやぎ推進課) 六
- 人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 (人事委員会) 八
- 人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 八
- 公立大学法人宮城大学令和三年度財務諸表の公告 九

## 告示

## 雑報

○公立大学法人宮城大学令和三年度財務諸表の公告

○宮城県告示第五百八十九号

職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年八月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

職員表彰規程の一部を改正する告示

職員表彰規程(昭和四十六年宮城県告示第三百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「総務課長及び」を削除する。

様式第一号中「三」を削る。

附則

この告示は、令和四年八月二十三日から施行する。

○宮城県告示第五百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)

第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出

があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和四年八月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	就労移行支援	設置者名	廃止年月日
〇四一〇六〇〇二五	ABAIN 白石市福岡深谷字三本松百番地	福祉サービスの種類	株式会社エスシー	令 和 四 年 九 月 一 日	

○宮城県告示第五百九十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年八月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

令和四年八月二十三日

○宮城県告示第五百九十二号

県営七ヶ宿東部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年八月二十三日から令和四年九月二十一日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第五百九十三号

県営七ヶ宿西部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年八月二十三日から令和四年九月二十一日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第五百九十四号

県営業坂地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年八月二十三日から令和四年九月二十一日まで

三 縦覧場所

柴田町役場

○宮城県告示第五百九十五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
隈東	農業用排水施設整備事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	令和二年十二月八日

○宮城県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存





二級河川砂押川水系藤田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和四年三月十四日

三 廃川敷地等の位置

宮城県利府町森郷字大窪北六十二番四、六十七番七、六十七番八及び八十二番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 八百四十二平方メートル

○宮城県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、迫川沿岸土地改良  
区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一裕

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年七月一日	星 信悟	登米市南方町大西二十一番地	理事
令和四年七月一日	遠藤 富士男	登米市迫町北方字仮屋二十八番地	理事
令和四年七月一日	門間 富士雄	登米市豊里町上谷地五十九番地二	理事
令和四年七月一日	木村 忠市	登米市米山町中津山字六軒屋敷六十三番地二	理事
令和四年七月一日	千葉 輝義	登米市迫町北方字鼠田十七番地	理事
令和四年七月一日	泉 敬志	登米市米山町西野字新町五番地	理事
令和四年七月一日	高崎 好一	登米市米山町中津山字の場九番地	理事
令和四年七月一日	千葉 哲夫	登米市南方町峯四番地二	理事
令和四年七月一日	渥美 光行	登米市米山町西野字中町五十八番地	理事

二 退任した者

令和四年七月一日	渡部 泰彦	登米市南方町太田百八十九番地	理事
令和四年七月一日	久保 勇	登米市米山町中津山字三方江百二十番地	理事
令和四年七月一日	高橋 充	登米市迫町新田字倉崎百二十六番地	理事
令和四年七月一日	佐藤 久一	登米市南方町横代五十番地	理事
令和四年七月一日	柴崎 専一	登米市南方町山崎九十六番地	理事
令和四年七月一日	佐藤 邦彦	登米市南方町茶臼森前五十七番地	監事
令和四年七月一日	星 郁男	登米市迫町新田字狼ノ欠三十番地	監事
令和四年七月一日	伊藤 実	登米市米山町西野字西小路前五十五番地	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年六月三十日	星 信悟	登米市南方町大西二十一番地	理事
令和四年六月三十日	遠藤 富士男	登米市迫町北方字仮屋二十八番地	理事
令和四年六月三十日	門間 富士雄	登米市豊里町上谷地五十九番地二	理事
令和四年六月三十日	渡邊 幸作	登米市南方町堂地四十三番地	理事
令和四年六月三十日	木村 忠市	登米市米山町中津山字六軒屋敷六十三番地二	理事
令和四年六月三十日	三塚 正恵	登米市迫町新田字山ノ神六十八番地	理事
令和四年六月三十日	千葉 輝義	登米市迫町北方字鼠田十七番地	理事
令和四年六月三十日	泉 敬志	登米市米山町西野字新町五番地	理事
令和四年六月三十日	遠藤 憲一	登米市南方町中須崎百六十二番地一	理事
令和四年六月三十日	高崎 好一	登米市米山町中津山字の場九番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和四年六月三十日	千葉 哲夫	登米市南方町峯四番地二	理事
令和四年六月三十日	石崎 琇一	登米市米山町中津山字西千貫二百六十四番地	理事
令和四年六月三十日	渥美 光行	登米市米山町西野字中町五十八番地	理事
令和四年六月三十日	千葉 敏彦	登米市米山町中津山字筒場塚二百五十四番地	理事
令和四年六月三十日	佐藤 邦彦	登米市南方町茶臼森前五十七番地	監事
令和四年六月三十日	佐藤 秀夫	登米市米山町中津山字柳渕二十四番地	監事
令和四年六月三十日	高橋 充	登米市迫町新田字倉崎百二十六番地	監事

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 令和五年度情報通信ネットワーク構築支援業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結の日から令和六年三月二十七日まで
  - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

  - 1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 2 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
  - 3 宮城県が別途発注する「令和五年度情報通信ネットワーク設計構築・試験・移行・運用保守・機器賃貸借業務」の入札参加資格審査への申請を行っていないこと。

4 次に掲げるすべての認定を有していること。

(一) ISO/IEC20000 (ITサービスマネジメントシステム規格)、又はISO/IEC27001 (情報セキュリティマネジメントシステム規格)

(二) ISO9001 (品質マネジメントシステム規格)

(三) プライバシーマーク制度

5 次に掲げるいずれかの資格要件を満たす担当者を業務にあてること。

(一) 情報処理の促進に関する法律 (昭和四十五年法律第九十号) で定めるプロジェクトマネージャ試験

(二) PMP (Project Management Professional)

6 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

7 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条による廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号) 第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

8 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

9 会社更生法 (平成十四年法律第五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む) であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

10 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 (平成二十年十一月一日施行) 別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

11 入札参加資格申請場所 登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三）へ令和四年九月二日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、郵送による場合は、令和四年九月八日（木）から令和四年九月十五日（木）午後五時までの間に、宮城県物品等電子調達システム又は持参による場合は、令和四年九月八日（木）から令和四年九月十六日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。  
(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合  
入札の期間 令和四年九月二十八日（水）午前九時から令和四年十月三日（月）午後五時ま

で

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 令和四年九月二十八日（水）午前九時から令和四年十月三日（月）午後五時まで  
(ロ) 持参の場合 令和四年九月二十八日（水）午前九時から令和四年十月四日（火）午前十時まで

ロ 提出場所 千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課ネットワーク最適化班

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

3 開札の日時及び場所

令和四年十月四日（火）午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 デジタルみやぎ推進課

4 問い合わせ先

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課ネットワーク最適化班（担当 洞口 浩太 電話〇二二一二一一二四七五）

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者とした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

金額。以下「入札価格」という。)をもつて契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、宮城県物品等電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Installation support service for information and telecommunications network for fiscal year 2023 (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to March 27, 2024

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture)

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : October 4, 2022 (Tue), by 10 : 00 a.m. Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : October 3, 2022 (Mon), 5 : 00 p.m.

6 Time and Place for Bid Selection : October 4, 2022 (Tue), 10 : 00 a.m. Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

7 Contract Information : Kota Horaguchi, Network Management Section, Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2475

人事委員会

人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八一五―四十七

人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(令和四年における第二十二条第二項第二十四号に規定する特別休暇の特例)

8 令和四年における第二十二条第一項第二十四号に規定する特別休暇について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)に関する業務等やむを得ない理由により、当該職員が期間内にこの特別休暇を取得できないと任命権者が認める場合には、同号中「九月」とあるのは「十月」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八一六―四十五

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)に基づき、人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。



(令和四年における第二十條第一項第二十四号に規定する特別休暇の特例)  
8 令和四年における第二十條第一項第二十四号に規定する特別休暇について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)に関する業務等やむを得ない理由により、当該職員が期間内にこの特別休暇を取得できないと任命権者が認める場合には、同号中「九月」とあるのは「十月」とする。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○公立大学法人宮城大学理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。  
令和四年八月二十三日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四條第三項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学令和三年度財務諸表を別冊二のとおり公告する。  
令和四年八月二十三日

公立大学法人宮城大学  
理 事 長 川 上 伸 昭